

政治家の政治的言説における詭弁に関する実証的研究

山田 慎太郎 (京都大学 大学院工学研究科, yamada.s@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp)

藤井 聡 (京都大学 大学院工学研究科, fujii@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp)

宮川 愛由 (京都大学 大学院工学研究科, miyakawa@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp)

One of the empirical analysis about sophistry of politician's statements

Shintaro Yamada (Graduate School of Engineering, Kyoto University, Japan)

Satoshi Fujii (Graduate School of Engineering, Kyoto University, Japan)

Ayu Miyakawa (Graduate School of Engineering, Kyoto University, Japan)

Abstract

A referendum in a manner of direct democracy has been occasionally adopted in Japan for a political decision. However, it may not always maximize public interest, and it may thus lead failure. This referendum failure can easily emerge when those who insist a controversial policy, such as politicians who can benefit from the policy, use sophistry to justify the policy. This is because voters can not rationally judge the policy owing to the sophistry. In this research we focus on politicians' remarks related to the referendum of "Osaka Metropolis Concept" of which voting day was 17th May, 2015 in Osaka City. We quantitatively analyzed remarks by 2 politicians, who are representative debaters in 2 major political parties in Twitter for a month (from 17th, April, 2015 to 17th, May, 2015), and remarks by them in a debate TV program casted in 12th, February, 2015. The result indicates that sophistry accounted for 33.9 % of the Twitter sentences and 48.0 % of the verbal sentences spoken by a politician who insisted the concept, whereas almost no sophistry (only 0.1 %) for the other politician. This result implies that there was risk that voters might not be able not rationally judge based on such frequent sophistry.

Key words

politicians' statements, sophistry, protocol analysis, Osaka metropolis concept, direct democracy

1. 序

1.1 政治的プロセスにおける政治家の詭弁

政治とは政治家が民に施す施策であり (松村, 1990)、政治によって施行される政策は国家、国民に対して長期的、広域的に多大な影響を及ぼす。したがって、政策の立案・策定段階においては、政策内容の十分な検討が求められることは論を俟たない。そしてその政治形態として、我が国をはじめ多くの先進諸国では、国民が自己の意思の反映である代表者を選出し、その代表者に政治の運営を任せる間接民主制が採用されている。そうした代議機関は、どんな個人より熟慮することにおいて優れており、代議機関に求められるのは話し合いであるとの指摘があるように (Mill, 1806)、こうした政治形態が採用されてきた背景として、適切な「議論」が求められている。

「議論」は人間社会の営みにおいて重要な役割を果たすものであり、例えば、哲学では真理の探求の方法として、命題とその反命題から止揚して新たな、より真理に近づいた命題を導き出す思考方法を弁証法と呼ぶ事がしばしばであるが (Hegel, 1807) 複数の政策が主張されている場で、それら間の対立関係を解消しより善い政策を導き出す議論は弁証法的議論と呼称されている (小松・羽鳥・藤井, 2009)。つまり、より善き政策を立案、策定するには、慎重で、理性的な意思疎通を通した弁証法的な議論

が有効なものの一つと考えられる。しかしながら、より善き政策を導かんとする目的を見失い、自身の案が正しくそれ以外の案の利点に耳を傾けずに自身の案を一方的に主張するとき、適切な議論は成立しえない。そこでの対話は上記のような弁証法的議論とは乖離した、意見の公正さや根拠の真実性などの基準とは全く関係の無い「勝敗」を決することのみを目的とした討論・ディベートに墮することとなる。そのような真や善とは無縁の「勝敗」を決することのみを目途とする討論においては、その討論者は自説を正当化させることに固執するために事実とは異なる虚偽の根拠を用いたり、論理的に明らかに不当な論理を用いつつ、単なる「印象操作」により自説の正当性が担保されていると聴き手に錯覚させるような言説を弄しかねない。そうした道理に合わない言説は、「詭弁」と呼ばれ、古くはソクラテスの時代から議論における詭弁が問題視されてきた (Aristotelēs, 1992)。

いうまでもなく、人びとの将来の利益、あるいは、生命や財産の在りようを決定づける政治にまつわる政治的言説に、そうした「詭弁」が含まれているとき、適切な政策議論は機能せず、策定すべきでない政策が策定される事態が生じ、最終的に国家、国民に不利益がもたらされることとなる。だからこそ、政治的決定に影響を及ぼし得る「詭弁」は、公益の棄損を回避するために政治的プロセスの中から徹底的に排除しなければならないのである。

1.2 直接民主制の危険性

政治的言説に詭弁が含まれる危険性の深刻さに関して

は、国家の統治形態による違いが考えられる。民主主義国家の統治形態には大別して直接民主制と間接民主制の二通りがある。直接民主制において詭弁が弄されるとき、その詭弁は直接的に政策の可否を左右し、国家、国民の存続と安寧に寄与するとは考えられない政策まで策定、施行される可能性がある。一方、間接民主制においては、仮にある国民が詭弁を弄することで政界に進出することが出来たとしても、他の誠実な選挙当選者がいる限りにおいて、策定すべきでない政策立案がなされた場合、そこでの議論によってその策定、施行を阻止することが可能である。したがって、政治的言説に詭弁が弄されること自体排除されるべきであるが、直接民主制下において詭弁が弄されることの方がより危険性は深刻である。加えて、直接民主制においては、大多数の有権者が専門知識を持たないという問題も挙げられる。Kahneman, Slovic, & Tversky (1982) らは、人間は認知論的倏約家であり、判断や意思決定の際に、十分に検討された推論によらずに、経験知に基づいて判断や意思決定を行うと述べている。そうであれば、大多数が政治的な専門知識をもたない有権者による直接民主制では、難解な政治的案件的具体的な説明よりも、有権者にとって簡単で、意思決定を行いやすい言説が政治的案件的の可否における判断材料となることが懸念される。言い換えるならば、政治的案件の意思決定において、政治家の曖昧で好印象を与える言葉や論点をすり替える発言によって、本来なされるべき当該政策の内容の善し悪しの議論が封殺される事態が引き起こされることが懸念される。

こうした危険性を孕む直接民主制の政治プロセスが採用された数少ない事例が、平成 27 年 5 月 17 日に投票が行われた大阪市特別区設置住民投票、いわゆる「大阪都構想」を巡る住民投票であった。この投票では、大阪都構想の実現の有無が政治の専門家ではない一般市民による判断に委ねられ、その結果は法的拘束力を有するものであったのだが、大阪都構想に関して政治家による詭弁的な言説が散見された旨が報道でも指摘されている（産経新聞大阪社会部, 2012）。

2. 詭弁に関する既往研究と本研究の位置づけ

近代まで人文社会学を中心として人間や社会に蔓延する欺瞞を明らかにする試みがなされ、政治的プロパガンダに弁論が利用されてきた可能性を指摘する研究報告が存在する（西川, 2008）。一方で、筆者らが知る限り、ある政治的言説が正当であるか否かについて、より厳密な学術研究として、論理学の視点から定量的に検証した研究は見当たらない。さらに、大阪都構想の以外にも、憲法改正をはじめとして、我が国の将来において住民投票に代表される直接民主プロセスが、様々な形で採用されていく可能性を考えた時、可能な限り、そのプロセスに詭弁が混入されることを防いでいくことが必要である。あるいは、詭弁が大量に混入することが避けられないのなら、直接民主制の導入それ自身に慎重な態度が求められることとなろう。いずれにしても、直接民主制の政治

プロセスが採用されるケースは限られている今日の我が国において、どれだけの詭弁が政治的言説の中に混入していたのかを実証的に明らかにすることは、今後の住民投票などの直接民主制の政治プロセスをどのように運用すべきかを考える上で、貴重な情報となると考えられる。

そこで本研究では、既往研究の中で政治的言説において詭弁が散見されていたと報告されている（産経新聞大阪社会部, 2012；藤井・村上・森, 2015）、大阪都構想の住民投票に関する代表的な論者の「政治的言説」を分析対象とし、賛成、反対両者の発言に詭弁がどの程度含まれているかを実証的に明らかにすることを目的とする。この目的を達成することによって、政治的案件的の主張に詭弁が用いられている可能性があることを認識し、重大な政治的案件的の短絡的な意思決定を未然に防ぐというより上位の目的の達成に資すると考えられる。

3. 分析手法

3.1 分析対象

本研究では、大阪都構想を推進せんとする政治家 A、大阪都構想に反対を表明する政治家 B、を分析対象とする。政治家 A を選定したのは、大阪都構想を主張する地域政党の代表であり、推進派の論客における代表的存在であると判断したからである。一方、政治家 B は大阪都構想に反対する諸政党の中でも最大の勢力を持つ政党における代表的反対論者であったためである（なお、政治家 B は、当該住民投票後に行われた大阪市長選挙にも立候補していることから、代表的論者として選定することは妥当であると本研究で判断した）。

さて、今日において、政治的言説はテレビ、ラジオ、街頭演説、新聞、書籍、雑誌、インターネットなどの多様な媒体を通じて人々に配信されている。本研究の目的の達成のためには、こうした種々の情報媒体のうち、政治家本人の直接の発言のみを分析対象とする必要があり、より有権者の投票判断に影響を与えうる情報媒体から発信された政治的言説を分析対象とすることが望ましい。そこで、本研究では、総務省が平成 24 年に公開した情報通信白書で、国内ニュースや地域ニュースに関する情報を「テレビ」から入手している割合がそれぞれ 92.1%、88.0% と他のメディアに比べて突出していること、さらに、辻・辻・渡辺 (2014) らがインターネットや SNS を利用した選挙活動が票の獲得に一定の効果をもたらす可能性があることを指摘していることを参考に、「テレビ」の直接公開討論番組における上記政治家たちによる発言内容、及び上記政治家たちによる直接の「Twitter」の内容を取り上げる。

3.2 分析方法

本研究ではある人間の発話や言説内容を分析する科学的手法として Ericsson & Simon (1984) らによって提唱されたプロトコル分析の手順を基本としつつ、以下の手順に従って、個々の政治的言説に詭弁が含まれるか否か、また、含まれているのならば、その詭弁は如何なるタイ

ブなのかを分類した。

- (0) 分析対象となる政治的言説について、討論番組は全ての発言を文字起こしした上で話者が交代するまでの発言を1単位、Twitterは1Tweetを1単位としてプロトコルデータにする。
- (1) 一方で、Alex (1983)、大田 (1981)、塩谷 (2011)、らの詭弁に関する既往研究に基づいて「詭弁タイプ」を、その定義と共にリスト化する。
- (2) 筆者を含む分析者2名が、独立にプロトコルデータの1つ1つについて、(1) で定義した「詭弁タイプ」のそれぞれが該当するか否かを判定していく（該当する場合は、当該詭弁タイプダミー変数を1、そうでない場合は0とデータ化）。
- (3) 事後的に分析者2名の判定結果を照合し、両者が一致していれば、データを確定し、両者の判定結果に相違があれば、意見の一致をみるまで両者が協議する。
- (4) なお、以上の(2)(3)の作業の過程で(1)で定義した詭弁タイプには分類し得ないが、詭弁である疑いが濃厚なプロトコルが見いだされた場合は、改めて既往文献を参照しつつ、詭弁タイプを追加する（なお、この過程で追加されたのが「先決問題要求の虚偽」と「本質的に曖昧な語句」、「前件否定」の3つであった。また、この3つが追加される前にデータ化作業が終了していたプロトコルについても、これらの詭弁タイプに該当するか否かは、追加後に確認した）。

なお、上記(1)のプロセスでリスト化された詭弁タイプは17個であった。各詭弁タイプの定義を以下に記述する。

- ① 先決問題要求の虚偽 (大田, 1981 ; Alex, 1983)
自身の見解を支持する論証を組み立てる際、証明すべき問題の見解そのものを頭から真とみなして、前提の中に組み入れる誤り。
- ② 対人論証 (大田, 1981 ; Alex, 1983 ; 塩谷, 2011)
ある人の言説を弁護したり論駁しようとするさい、その人の性行やその他個人的事情に訴える誤りのこと。
- ③ 前件否定 (大田, 1981 ; 塩谷, 2011)
ある命題の裏を論証なしに真であるとする誤り。
- ④ 軽率な一般化 (大田, 1981 ; Alex, 1983 ; 塩谷, 2011)
わずかの事例からこれらの事例が属する集合全体について一般命題を定立したり、あるいは望ましい結論にとって都合の良い肯定的事例にのみ注目して否定的事例を無視するような所謂「単純枚挙」による帰納推理の誤り。
- ⑤ 幻法水煙 (Alex, 1983)
根拠のない噂をでっち上げて、人を不信と疑惑の淵に落とし入れること。
- ⑥ 藁人形論法 (大田, 1981 ; Alex, 1983 ; 塩谷, 2011)
議論において対抗する者の意見を正しく引用しなかったり、歪められた内容に基づいて反論するという誤った論法、あるいはその歪められた架空の意見そのもの

を指す

- ⑦ 虚偽択一法 (Alex, 1983 ; 塩谷, 2011)
実際には他の選択肢が存在するにもかかわらず、2つの選択肢しか考慮・提示しない誤り。
- ⑧ 因果関係誤認の虚偽 (大田, 1981 ; Alex, 1983 ; 塩谷, 2011)
必ずしも断言できない因果関係を定立する誤り。同一の結果が複数の種類の原因から生じるにも拘らず、十分調査せずある一種の原因であると速断する誤りなどである。
- ⑨ 全称の誤用 (塩谷, 2011)
例外を無視した一般化を元に論旨を展開する誤り。
- ⑩ 本質的に曖昧な語句 (大田, 1981 ; Alex, 1983 ; 塩谷, 2011)
文脈が確定した場合でも、ある語句に万人が認めるような明快な意味を持たない語句を使用する誤り。
- ⑪ 類比の虚偽 (大田, 1981 ; Alex, 1983 ; 塩谷, 2011)
二つの事物がある一点において類似しているということを根拠にして、他の点でも両者が類似しているとする誤り。
- ⑫ 比喩の虚偽 (大田, 1981)
論証の十分な論理的根拠とみなしえないような比喩をたんに挙げるだけで自説の理由とする誤り。
- ⑬ 哀れみに訴える論証 (大田, 1981)
相手の同情心に訴えて自説を説得する誤り。
- ⑭ 語意もしくは文意曖昧の虚偽 (大田, 1981 ; Alex, 1983)
使用される言葉が多義のため、あるいは文全体の意義がたとえば構文上の理由などで曖昧なため生じる誤り。
- ⑮ 総数詐術 (Alex, 1983)
百分率や比率によってこそよりの確な情報が提供できる事柄に関して、敢えてその発生総数だけを提示して誤解を誘導しようとする誤り。
- ⑯ 歪曲論証法 (大田, 1981 ; Alex, 1983 ; 塩谷, 2011)
ある事柄に関して肯定的根拠、あるいは否定的根拠が十分でない指摘することで、その主張が正しくないあるいは正しいとする誤り。
- ⑰ 論点変更の虚偽 (大田, 1981 ; Alex, 1983 ; 塩谷, 2011)
弱弁を強弁したり相手の正論を論駁するために、故意に論点をすりかえたり、問題となっていることがらと論理的に無関係な論点を導入する誤り。

さらにこれらの詭弁タイプを、「①事実についての嘘」、すなわち、自説を補強するために用いられる言説が事実と乖離しているが故に、妥当な説得とならない言説、「②論理についての嘘」、すなわち、自説を補強するために用いられる言説は事実と概ね一致するが、その言説自体が説得の上で論理的に十分でない言説、「③事実と論理双方についての嘘」の3つに大別した。

表1：「詭弁タイプ」と各「嘘」の分類

番号	大分類	詭弁タイプ名
1	事実と論理双方についての嘘	先決問題要求の虚偽
2		対人論証
3		前件否定
4	事実についての嘘	軽率な一般化
5		幻法水煙
6		藁人形論法
7		虚偽択一法
8		因果関係誤認の虚偽
9		全称の誤用
10		本質的に曖昧な語句
11	論理についての嘘	類比の虚偽
12		比喩の虚偽
13		哀れみに訴える論証
14		語意もしくは文意曖昧の虚偽
15		総数詐術
16		歪曲論証法
17		論点変更の虚偽

3.3 定量的分析に用いる指標

上述の手順によって得られたデータを定量的に評価するために、「詭弁文章率 $P(i)$ 」、「詭弁濃度 $C(i)$ 」の二つの指標を設定した。以下にそれらの定義を示す。

$$P(i) = \frac{\sum S(i,j)}{\sum W(i,j)}$$

$P(i)$ ：政治家 i の詭弁文章率（総文字数に対する総詭弁文章文字数の比）

$S(i,j)$ ：政治家 i の j 番目の発言 1 単位の中で詭弁が含まれている文章の文字数

$W(i,j)$ ：政治家 i の j 番目の発言 1 単位の総文字数

$$C(i) = \frac{\sum N(i,j)}{\sum W(i,j)} \times 100$$

$C(i)$ ：詭弁濃度（政治家 i が 100 文字あたりに弄する詭弁の出現回数）

$N(i,j)$ ：政治家 i の j 番目の発言 1 単位中の詭弁出現回数

「詭弁文章率 $P(i)$ 」は上記の通り、政治家 i の j 番目の発言 1 単位の総文字数 $\sum W(i,j)$ に対して、政治家 i の j 番目の発言 1 単位に詭弁が含まれている文章の文字数の和 $\sum S(i,j)$ の比になっており、本研究の目的である、政治家による政治的言説にどの程度詭弁が含まれているのかという実態を表す指標である。しかし、例えば分析の結果、2 人の政治家 X、Y が存在したとき、X、Y ともに詭弁文章率 $P(i)$ が同じである場合においても、政治家 X の詭弁を含む文章の中に複数の種類の虚偽が認められる場合が想定される。そのため、本研究では、詭弁文章率 $P(i)$ に

加えて、詭弁出現回数の差異を定量的に評価するための指標を「詭弁濃度 $C(i)$ 」を定義することとする。「詭弁濃度 $C(i)$ 」とは、政治家 i の j 番目の発言 1 単位の総文字数 $\sum W(i,j)$ に対する、政治家 i の j 番目の発言 1 単位中の詭弁出現回数 $N(i,j)$ の比に 100 を乗じることにより、政治家が発言 100 文字あたりに弄する詭弁の出現回数を表した指標である。「詭弁文章率 $P(i)$ 」が同じであっても「詭弁濃度 $C(i)$ 」が高いほど、当該言説が政治家の発言としての不適切性がより高いものと解釈できる。

4. 分析結果

4.1 政治家の Twitter 上での政治的言説を対象とした分析結果

2015 年 4 月 17 日から 2015 年 5 月 17 日までの 1 ヶ月間に発信された、政治家 A、B 本人による Tweet（Twitter 内で 1 回発信される情報が 1 Tweet である。）を 3 章で述べた分析方法に従い分析を行った。分析手法（2）終了時点で分析者 2 名の間で、ある政治家の言説が詭弁に該当するか否かの平均一致率は 81.8% であった（表 2 参照）。

表 2：分析者 2 名間での詭弁認定の一致率

①分析者 A のみが詭弁と認定した文字数	1,775 字
②分析者 B のみが詭弁と認定した文字数	464 字
③分析者 A、B ともに詭弁と認定した文字数	4,687 字
④分析者 A にとっての一致率(=③/①+③)	72.5%
⑤分析者 B にとっての一致率(=③/②+③)	91.0%
⑥平均一致率(=(④+⑤)/2)	81.8%

以下に、分析例として、Tweet の全文、及び分類した詭弁タイプとその判断理由を示す。

表 3 の 1. で用いられている 2 つの「組織」という単語のうち、前者は、現大阪市役所を指すものであり、後者は、大阪市特別区設置住民投票可決後に設置される特別区役所を指すものである。したがって、ここで用いられている「組織」とは 2 つの意味を持つ多義語である。

ところが、2. では、「どちらが」と対比させることで両者を一義的に扱い、続く 3. で「5 つの方が」として、あ

表 3：Twitter 分析例

	発言内容	分類
1	今の大阪市役所一つの組織と、地域に置かれた 5 つの組織。	語意曖昧の虚偽
2	どちらが住民サービスが向上するか。	語意曖昧の虚偽
3	5 つの方が、住民に対してより丁寧にサポートできる。	語意曖昧の虚偽
4	無駄な経費とは、ホテルを建てたり高層ビルを建てたりするお金。	本質的に曖昧な語句
5	大阪都構想にかかる費用は組織を 5 つに増やす費用でこれ自体が住民サービスの向上だ。	先決問題要求の虚偽

たかも、都構想によって同じ機能を有する「組織」が5つに増え、それを通じて「住民に対して丁寧なサポートができる」かのように論じることで、自説についてポジティブなイメージを喚起する文章となっている。したがって、1.～3.の一連の文章には「語意曖昧の虚偽」が含まれていると判断した。

4.については、「無駄」という言葉の意味は「役に立たない(余計な)こと。効果・効用がないこと」であるが、当然ながら、「役に立つ、効果・効用がある」ホテルやビルの建設事業は存在する。しかしながら、この文章では、なぜ、「ホテルを建てたり高層ビルを建てたりするお金」が無駄であるかという理由が述べられておらず、「無駄」という言葉は明快な意味を持たないにもかかわらず、これまでの大阪市政に対してネガティブなイメージを喚起する文章となっている。したがって、4.には「本質的に曖昧な語句」が含まれていると判断した。

5.について、5つに増やすことで住民サービスが向上するか否かが論点であるにも拘らず、5つに増やすことそれ自体が根拠なく先決的にサービスの向上に繋がると断定し、自説を正当化している。したがって、「先決問題要求の虚偽」であると判断した。

分析結果を基に、各政治家の「詭弁文章率」「詭弁濃度」を算出した結果を表4に示す。

ただし、ここで得られた結果は、Twitter上での広報活動を含めた Tweet も総文字数中に含まれており、ある政治家の政治的言説のみを対象とした「詭弁文章率」と「詭弁濃度」を算出したとは言い難いと考えられるため広報活動としての Tweet を除外した。

表4: Twitter上の「詭弁文章率」と「詭弁濃度」

	詭弁文章率 (%)	詭弁濃度(回/100字)
A(i=1)	33.9	0.75
B(i=2)	0.3	0.01

表1を参照し、政治家Aと政治家Bが弄する詭弁は「事実についての嘘」、「論理についての嘘」、「事実と論理双方についての嘘」の3種類の嘘の内、どのような割合で構成されているのかを調査した。加えて、政治家Aと政治家Bはどの詭弁タイプをどの程度弄しているのかを調べるために、各詭弁タイプと総詭弁出現回数との比を算出した。その結果を政治家A、Bそれぞれを表5、表6に示す。

分析結果では、政治家Aが弄した計141回の詭弁は、「事実についての嘘」が56.7%、「論理についての嘘」が15.6%、「事実と論理双方についての嘘」が27.6%で構成されており、政治家Bの唯一の詭弁は「事実についての嘘」であった。以上の結果は、言説中にほとんど詭弁が混入しない政治家が存在する一方で、発言の約4分の1が詭弁で構成されている政治家の存在を示唆するものである。また、分析の結果、分析対象とした政治家のうち、詭弁を弄する政治家は4割以上が「事実についての嘘」による詭弁を弄した疑義が濃厚であることが明らかとなった。詭弁タイプ別に見た総詭弁出現回数の比について、政治家Aは「先決問題要求の虚偽」を最も多用したと考えられ、総詭弁出現回数に対する割合は25.5%であった。先決問題要求の虚偽に次いで多用されたと考えられる詭弁タイプ

表5: Twitterで政治家Aの詭弁を構成する「嘘」

嘘タイプ	詭弁タイプ	詭弁回数	総詭弁回数に対する各「詭弁」比	総詭弁回数に対する各「嘘」比
事実と論理双方についての嘘	対人論証	1	0.7%	27.6%
	前件否定	2	1.4%	
	先決問題要求の虚偽	36	25.5%	
事実についての嘘	全称の誤用	11	7.8%	56.7%
	軽率な一般化	2	1.4%	
	幻法水煙	25	17.7%	
	藁人形論法	1	0.7%	
	虚偽択一法	0	0%	
	本質的に曖昧な語句	26	18.4%	
	因果関係誤認の虚偽	15	10.6%	
	語彙もしくは文意曖昧の虚偽	6	4.3%	
論理についての嘘	類比の虚偽	4	2.8%	15.6%
	論点変更の虚偽	9	6.4%	
	比喩の虚偽	1	0.7%	
	総数詐術	0	0%	
	哀れみに訴える論証	1	0.7%	
	歪曲論証法	1	0.7%	
	総詭弁回数	141		

表 6：Twitter で政治家 B の詭弁を構成する「嘘」

嘘タイプ	詭弁タイプ	詭弁回数	総詭弁回数に対する各「詭弁」比	総詭弁回数に対する各「嘘」比		
事実と論理双方についての嘘	対人論証	0	0%	0%		
	前件否定	0	0%			
	先決問題要求の虚偽	0	0%			
事実についての嘘	全称の誤用	1	100%	100%		
	軽率な一般化	0	0%			
	幻法水煙	0	0%			
	藁人形論法	0	0%			
	虚偽択一法	0	0%			
	本質的に曖昧な語句	0	0%			
	因果関係誤認の虚偽	0	0%			
	論理についての嘘	語彙もしくは文意曖昧の虚偽	0		0%	0%
		類比の虚偽	0		0%	
論点変更の虚偽		0	0%			
比喩の虚偽		0	0%			
総数詐術		0	0%			
哀れみに訴える論証		0	0%			
歪曲論証法		0	0%			
	総詭弁回数	1				

プは「本質的に曖昧な語句」であり、総詭弁出現回数に対する割合は 18.4% であった。一方、政治家 B の唯一弄した可能性のある詭弁は「全称の誤用」であった。

4.2 政治家の生討論番組上での政治的言説を対象とした分析結果

本研究の分析対象に選定した 2015 年 2 月 12 日に放送された「VOICE」（毎日放送）では、政治家 A、政治家 B 及び他 4 名の司会、コメンテーターが約 40 分に渡って大阪市特別区設置法案に関するメリット、デメリットの議論を繰り広げるという趣旨の番組であった。本研究の目的は政治家の政治的言説に詭弁がどの程度含有しているかを明らかにする研究であるため、分析する発言は討論番組内における政治家 A と政治家 B の発言に限定して分析を行った。分析手法（2）終了時点で分析者 2 名の間である政治家の言説が詭弁に該当するか否かの平均一致率は 68.5% であった。

以下に、「一例」として詭弁であると分析された生討論番組内での、政治家 A の一回の発言の全文とその発言が

どの詭弁タイプに該当するか判断した結果を表 8 に示す。その後、詭弁タイプに該当すると判断した理由を示す。

まず表 8 の 2. ～ 4. の発言は、「市議会議員らは彼らの既得権益保持のために反対活動を行っている」という命題を、根拠を提示しないままに主張するものである。しかもこの命題は常に真である場合主張可能だが、この命題が常に真である蓋然性は著しく低い。一人でも既得権益保持以外の動機を持っていれば、この命題は否定されるからである。しかも「大阪都構想」の是非を「合理的」に判断する上で当該命題の真義は無関係だが、「印象論」的な判断には重大な影響を及ぼす。にも関わらず上記の様にもすれば「虚偽」でしかない発言であることから、幻法水煙と判断した。

次に 7. の発言について、同一の結果が複数の種類の原因から生じるにも拘らず、十分調査せず、ある一種の原因であると速断する「因果関係誤認の虚偽」であると判断した。なぜならば、税金の無駄遣いが止まらないことや様々な改革案件が進まないことの原因は大阪市議会が都道府県の仕事や市町村の仕事を行ってきたこと一つに集約されるものではなく、理性的な議論の結果、政治家 A が挙げる改革案件は実行すべきでない判断された可能性も十分考えられるからである。さらに、「改革」「無駄遣い」といった語句の意味が曖昧であるが、A 氏の自説を不当に正当化させる、あるいは大阪市政に不当な悪印象を与えるという機能を持っている。したがって、「本質的に曖昧な語句」であると判断した。

また、12. の発言について、基本的にある政策の可否は議会によって決められるものであるにも拘らず、政策の

表 7：分析者 2 名間での詭弁認定の一致率

①分析者 A のみが詭弁と認定した文字数	1,446 字
②分析者 B のみが詭弁と認定した文字数	500 字
③分析者 A、B ともに詭弁と認定した文字数	1,947 字
④分析者 A にとっての一致率(=③/①+③)	57.4%
⑤分析者 B にとっての一致率(=③/②+③)	79.6%
⑥平均一致率(=(④+⑤)/2)	68.5%

表 8 : 討論番組分析例

	発言内容	分類
1	それは、違うんです。	
2	政令市になって、誰が一番メリットを受けるかという、市議会議員なんです。	幻法水煙
3	それから、市長なんです。	幻法水煙
4	自分たちもその使えるお金とか権限がなにか拡大するように錯覚するんですよ。	幻法水煙
5	市民の、市民からすればね、どちらがやってもいいんです。市役所でやっても、都道府県がやるうとも。	
6	今回は仕事の役割分担をやるうってことなんです。	
7	なぜそうなったかというね、今までの大阪市議会ってものは、都道府県の仕事も、市町村の仕事も全部まぜこぜでやってたもんだから、さっきいったようにね、もうこんな風に税金の無駄遣い、こういうことが、全然止められなかったし、もうその色んな改革案件についてもね、もう全然進まなかった。	因果関係誤認の虚偽、本質的に曖昧な語句
8	だから市議会議員の方にしっかりと、通常の市議会議員の仕事の方に集中してもらおう。	
9	それから、さっき中野さんが言われたようにね、権限としては中核市以上の権限があるわけですよね。	
10	何が重要かというね、選挙で選ばれた区長が自分の決定権で、どのサービスを選択するか、これからね、その税金がどんどん右肩あがりて伸びていきません。	
11	サービスを選択していかなきゃいけない。	
12	今の大阪市だと 260 万人で、この政策をやめて、この政策をするっていてもね、融通きかないんですよ、260 万人の合意をとるなんて。	論点変更の虚偽
13	だからこれは大阪市内を 5 つに分けて、それぞれの地域でサービスの選択をやっていってください。そういうことなんです。	

表 9 : 政治家 A、B の討論番組上の「詭弁文章率」と「詭弁濃度」

	詭弁文章率 (%)	詭弁濃度(回/100 字)
A(i = 1)	48	0.64
B(i = 2)	2.6	0.06

可否の決定に 260 万人の合意をとる必要があるかのような、現実の政策決定過程とかい離する話を持ち出して、不当に現状の大阪市政に問題があるかのような印象を与えうる発言であるため、「論点変更の虚偽」であると判断した。

以上はあくまでも一例であるが、こうしたプロセスを

経たデータ化を対象とする全ての発言について進め、その上で、4.1 と同様に、政治家 A、B についての「詭弁文章率」「詭弁濃度」を算定した。その結果を表 9 に示す。

まず、「詭弁文章率」について、政治家 A は 48 %、政治家 B は 2.6 % となった。「詭弁濃度」については、政治家 A は 0.64 (回/100 字)、政治家 B は 0.06 (回/100 字) となった。次に、表 5、表 6 と同様の表を討論番組についても作成した。その結果を政治家 A、B についてそれぞれ表 10、表 11 に示す。

政治家 A が弄した 46 回の詭弁は 50.0 % を「事実についての嘘」、19.6 % を「論理についての嘘」、30.4 % を「事実と論理双方についての嘘」で構成しており、政治家 B が弄した 3 回の詭弁は「事実についての嘘」であった。詭弁タイプ別にみた、総詭弁出現回数に対する比について、政治家 A はテレビ討論番組上で最も多用した詭弁タイプは「先決問題要求の虚偽」であり、総詭弁出現回数に対する割合は 30.4 % であった。先決問題要求の虚偽に次いで多用していた詭弁タイプは「本質的に曖昧な語句」であり、総詭弁出現回数に対する割合は 19.6 % であり、それに次いで「論点変更の虚偽」と「因果関係誤認の虚偽」は 10.9 % であった。政治家 B は「全称の誤用」を 3 回弄するに留まった。

討論番組の分析の結果、Twitter の分析で得られた結果と同様に、政治家 B の発言の中に若干の詭弁と分類せざるを得ない発言が確認され、政治家 A の発言からは五割弱の発言が詭弁である疑義が濃厚であるとの結果が得られた。また、テレビ生討論番組における分析においては、各政治家が弄する詭弁を構成する「嘘」は「事実についての嘘」、「論理についての嘘」、「事実と論理双方についての嘘」がそれぞれほぼほとんど同じ割合で構成されることが確認された。Twitter と同様に詭弁を構成する「嘘」は「事実についての嘘」が多くを占めていることから、各有権者が政治家の発言の内、ある事実について述べている言説について特に注意を払うことが有権者の慎重且つ冷静な判断の一助となるのではないかと考えられる。

4.3 総合考察

本研究の分析結果によって、得られた知見とそこから解釈されることは次のとおりである。

まず、直接民主制的な政治プロセスであった「大阪市特別区設置住民投票」において、所謂、「大阪都構想」を推進し、有権者に賛成を呼びかける代表的な政治家の言説中には「詭弁」が Twitter で 3 割弱、討論番組で 5 割と多用されていたとの結果が得られた一方で、「大阪都構想」に慎重な態度を示し、有権者に反対を呼びかける政治家 B の言説中には、「詭弁」がほとんど確認されなかった。この結果と、「大阪都構想」を巡る住民投票において、賛成が 694,844 票 (49.6 %)、反対が 705,585 票 (50.4 %) とその差は僅差であったという事実を勘案すると、いくつかの論点を示唆される事になる。

第一に、「大阪都構想」の賛否における票差は僅差であっ

表 10：討論番組上での政治家 A の詭弁分析結果

嘘タイプ	詭弁タイプ	詭弁回数	総詭弁回数に対する各「詭弁」比	総詭弁回数に対する各「嘘」比	
事実と論理双方についての嘘	対人論証	0	0%	30.4%	
	前件否定	0	0%		
	先決問題要求の虚偽	14	30.4%		
事実についての嘘	全称の誤用	3	6.5%	50.0%	
	軽率な一般化	0	0%		
	幻法水煙	3	6.5%		
	藁人形論法	2	4.3%		
	虚偽択一法	1	2.2%		
	本質的に曖昧な語句	9	19.6%		
	因果関係誤認の虚偽	5	10.9%		
	語彙もしくは文意曖昧の虚偽	1	2.2%		
	類比の虚偽	1	2.2%		
論理についての嘘	論点変更の虚偽	5	10.9%	19.6%	
	比喩の虚偽	0	0%		
	総数詐術	1	2.2%		
	哀れみに訴える論証	0	0%		
	歪曲論証法	1	2.2%		
	総詭弁回数	46			

表 11：討論番組上での政治家 B の詭弁分析結果

嘘タイプ	詭弁タイプ	詭弁回数	総詭弁回数に対する各「詭弁」比	総詭弁回数に対する各「嘘」比	
事実と論理双方についての嘘	対人論証	0	0%	0%	
	前件否定	0	0%		
	先決問題要求の虚偽	0	0%		
事実についての嘘	全称の誤用	3	100%	100%	
	軽率な一般化	0	0%		
	幻法水煙	0	0%		
	藁人形論法	0	0%		
	虚偽択一法	0	0%		
	本質的に曖昧な語句	0	0%		
	因果関係誤認の虚偽	0	0%		
	語彙もしくは文意曖昧の虚偽	0	0%		
	類比の虚偽	0	0%		
論理についての嘘	論点変更の虚偽	0	0%	0%	
	比喩の虚偽	0	0%		
	総数詐術	0	0%		
	哀れみに訴える論証	0	0%		
	歪曲論証法	0	0%		
	総詭弁回数	3			

たが、賛否を主張する政治家の言説に含まれる詭弁濃度は雲泥の差があった。

第二に、したがって、「大阪都構想」の可否を有権者が直接判断する政治プロセスにおいて、半数近くの有権者が、言説のほとんどが事実のみで構成されている政治家

の主張ではなく、言説の3割から5割が詭弁で構成されている政治家の主張を支持する投票判断を下したという可能性が想定される。

第三に、詭弁とは真実ではない虚偽に基づいて肯定的イメージを付与するものである以上、半数近くの有権者

が、真実ではなく虚偽に基づいて投票判断を下した可能性が想定される。

一方、政治的言説において用いられる詭弁の特徴に関して、次のような知見が得られた。

まず、Twitter とテレビ討論番組の詭弁タイプの共通点として、両メディアとも、「先決問題要求の虚偽」が、Twitter においては 25.5 %、テレビ討論番組については 30.4 % であり、また「本質的に曖昧な語句」が Twitter においては 18.4 %、テレビ討論番組では 19.6 % と、他の詭弁タイプに比べて頻出している。ここで、繰り返しとなるが、定義は順に、「自身の見解を支持する論証を組み立てる際、証明すべき問題の見解そのものを頭から真とみなして、前提の中に組み入れる誤り」、「文脈が確定した場合でも、ある語句に万人が認めるような明快な意味を持たない語句を使用する誤り」であり、いずれも「事実についての嘘」に分類される。両者の詭弁がなぜ、とりわけ多用されるのか、という点について、両者の定義から類推すると、次のとおりである。すなわち、嘘の前提や事実を背馳した曖昧な言葉から導かれる結論は、論理学上、その結論自体が嘘である可能性が高いにも拘らず、多くの有権者は政治家の言説の一言一句について、前提に偽りがなく、あるいは、事実を背馳した曖昧な言葉が含まれていないか、という点を逐一判断することはしないものと考えられる。一方で、そうした偽りや曖昧な言葉が含有された言説にはもっと「もらしい」因果関係が付与されると考えられ、それ故に、当該言説に対する有権者の納得感が高まるものと考えられる。詭弁を弄する政治家が、こうした詭弁の構造を自覚しているか否かは定かではないものの、自説を大衆に受容させる上で、先決問題要求の虚偽や本質的に曖昧な語句を言説に混入させることの有効性を潜在的か顕在的かはさておき認識し、それらのタイプの詭弁を多用している可能性があるものと考えられる。

次に、両メディアの詭弁タイプの違いとして、Twitter では、先決問題要求の虚偽と本質的に曖昧な語句に並び、幻法水煙が 17.7 % と多用されていた一方で、テレビ番組では、先決問題要求の虚偽と本質的に曖昧な語句について、因果関係誤認の虚偽、論点変更の虚偽が 10.9 % と多用されていたことが挙げられる。幻法水煙とは「根拠のない噂をでっち上げて、人を不信と疑惑の淵に落とし入れること。」とあるように、虚実によるネガティブキャンペーンを行い不当に論敵の主張を貶めることであるが、Twitter では文字化した情報を発信するため、根拠のないデマを発信しても、そのデマが否定されるまでに時間を要し、デマが否定される前に事実として誤認されてしまうために、Twitter 上で幻法水煙が多用されるという可能性が考えられる。一方、テレビ番組上で論点変更の虚偽と因果関係誤認の虚偽が多用される理由は、テレビ収録の限られた時間の中で、自説を述べ、論敵や他の出演者からの問いかけに対しても自説が正しいことを主張し続けるためには、常に、自身に都合の良い話題に切り替え、問題設定をし、そこから自説を展開する必要がある。そ

うしたとき、故意に論点をすり替えたり、無関係な論点にすり替えるといった「論点変更の虚偽」や根拠のない因果関係を定立する「因果関係誤認の虚偽」が多用されるものと解釈できる。

以上の結果は、特定の政治家、すなわち、都構想に賛成を主張する政治家の言説において、詭弁が多用され、さらに、その詭弁の大半は「事実についての嘘」であったという看過しがたい深刻な疑義を明らかにしたものであり、自治の在り方そのものに抜本的な影響を及ぼす重大な政治プロセスにおける政治家の振る舞い、そして、有権者の振る舞いに警鐘を鳴らすものである。なお、当然ながら分析対象あるいは分析期間を変更することで、今回と異なる結果が得られる可能性があるが、別の期間の分析において、これまでほとんど見られなかった反対派の詭弁が増加する一方で、これまで頻出していた賛成派の詭弁が減少するという可能性についてのもっともらしい根拠は、少なくとも筆者等には見当たらない。

5. 結論

昨今の我が国において、人々の将来の利益、国家の存続に多大な影響を及ぼすことが懸念される政策の可否を、直接民主制の考え方に基づいた「住民投票」によって決する事態が生じている。本研究では、政治的案の可否を決定に関する言説に「詭弁」の混入は極力排除されるべきであるという認識の下、今後我が国において、憲法改正といった案件で、直接民主制的な「住民投票」が実施される可能性がある中で、既に実施された「住民投票」の機会にどれだけの「詭弁」が政治的言説に混入していたかを実証的に明らかにし、今後の住民投票などの直接民主制の政治プロセスをどのように運営すべきか議論する上での基礎的情報を得ることを目的として分析を行った。

その結果、反対派の代表的政治家として選定した政治家の言説中にほとんどあるいは一切詭弁を混入させない一方で、賛成派の代表的政治家として選定した政治家の発言の内 25 % から 50 % 弱が詭弁であるという結果が示された。この結果は有権者の政治的判断において、政治家の直接的な言動が及ぼす影響を考えるならば、極めて重大な意味を持つものと考えられる。したがって、本結果は特定政策を唱える代表的政治家が詭弁を弄する危険性が存在していることを、そして、有権者一人一人が認識しつつ、慎重且つ理性的な判断を下す事が必要であることを示唆しているものと考えられる。

なお今後は、わが国においてより適正な有権者判断を導きうる言論空間を確保していくためにも、本研究で対象とした Twitter とテレビ討論番組以外の言説や、本研究で対象とした政治課題以外の政治家や有識者達の言説以外にも着目し、詭弁が政治に関する言論空間においてどの程度混入しているのかを一つ一つ明らかにしていくことが必要である。

引用文献

Aristotelēs. 戸塚七郎 (訳) (1992). 弁論術. 岩波文庫.

- Alex, C. M., 須原一秀 (訳) (1983). 虚偽論入門. 昭和堂.
(Alex C. M. (1983). *Improving your reasoning*, Prentice Hall College.)
- Hegel, G. W. F., 長谷川宏 (訳) (1998). 精神現象学, 作品社 (G.W.F.Hegel (1807). *Phänomenologie des Geistes*)
- Mill, J. S., 水田洋 (訳) (1997). 代議制統治論 第3版. 岩波文庫. (Mill, J. S. (1806). *Considerations on representative government*)
- Ericsson, K. A. & Simon, H. A (1984). *Protocol analysis verbal reports as data*. MIT Press.
- Kahneman, D., Slovic, P., & Tversky, A. (1982). *Judgement under uncertainty heuristics and biases*. Cambridge University Press.
- 大田莞爾 (1981). 論理学概論. 昭和堂.
- 小松佳弘・羽鳥剛史・藤井聡 (2009). 大衆性と弁証法的議論の失敗に関する実証的研究. 土木計画学研究・講演集, Vol. 39, CD-Rom.
- 産経新聞大阪社会部 (2012). 橋下語録 初版. 産経新聞出版.
- 塩谷栄一郎 (2011). 言語学とクリティカルシンキング—誤謬論を中心に—. 総合教育センター論集.
- 総務省 (2012). 情報通信白書 平成24年版. ぎょうせい.
- 辻智佐子・辻俊一・渡辺昇一 (2014). 政治参加の活性化とインターネットの関係性に関する一考察. 城西大学経営紀要.
- 西川秀和 (2008). 冷戦レトリックの形成過程—トルーマン大統領のレトリック戦略を中心に—. 早稲田大学出版部.
- 藤井聡・村上弘・森裕之 (2015). 大都市自治を問う—大阪・橋下維新の検証—. 学芸出版社.
- 松村明 (1990). 大辞林. 三省堂.

(受稿：2016年8月29日 受理：2016年11月19日)